

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例(平成12年条例第57号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(和歌山市廃棄物減量等推進審議会)

第1条の2 条例第5条の2第1項の規定により設置する和歌山市廃棄物減量等推進審議会(以下この条において「審議会」という。)に会長を置き、条例第5条の3第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(資源ごみ)

第1条の3 条例第6条第1項に規定する資源として利用することを目的として分別して収集する物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 古紙

(2) 古繊維

(3) 缶

(4) 金属くず

(5) 空き瓶

(6) ポリエチレンテレフタレート製の容器

(7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等(一般廃棄物処理計画で定めるものを除く。)

(一般廃棄物処理計画の告示事項)

第2条 条例第11条第1項の規定により市長が一般廃棄物処理計画に関し告示すべき事項は、次に掲げるものとする。

(1) ごみに関する次の事項

ア 一般廃棄物(し尿を除く。以下この号において同じ。)の発生量及び処理量の見込み

イ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

エ 一般廃棄物の種類別の収集回数及び処理を実施する者

オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

カ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(2) し尿に関する次の事項

ア 一般廃棄物(し尿に限る。以下この号において同じ。)の発生量及び処理量の見込み

イ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

エ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

カ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(多量排出事業者に対する指示事項)

第3条 条例第14条に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書(別記様式第1号)の作成

(2) 事業系一般廃棄物の運搬の方法

(3) その他市長が必要と認める事項

(縦覧の手続)

第4条 条例第21条に規定する生活環境影響調査書等の縦覧をしようとする者は、生活環境影響調査書等縦覧名簿(別記様式第2号)に次に掲げる事項を記入し、係員の指示を受けなければならない。

(1) 縦覧年月日

(2) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(3) その他市長が必要と認める事項
(縦覧の禁止等)

第5条 市長は、次に掲げる者に対し、縦覧の停止若しくは禁止又は縦覧の場所からの退場を命ずることができる。

- (1) 生活環境影響調査書等を縦覧の場所から持ち出した者
- (2) 生活環境影響調査書等を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがある者
- (3) 縦覧に際し、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者
- (4) その他係員の指示に従わない者

(告示事項)

第6条 [条例第21条第2項](#)に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) [条例第20条](#)に規定する対象施設の名称、設置場所及び種類
- (2) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の処理能力(当該対象施設が[条例第20条第2号](#)に規定する一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 縦覧の場所
- (6) 縦覧の期間及び時間
- (7) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出場所及び提出期限

(意見書の記載事項)

第7条 [条例第22条](#)に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(処理の申出)

第8条 [条例第24条](#)の規定による申出は、一般廃棄物処理申込書([別記様式第3号](#))によらなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、口頭その他の方法によることができる。

(処理の委託)

第9条 [条例第25条](#)の規定により一般廃棄物の処理を市に委託しようとする者は、一般廃棄物処理委託申込書([別記様式第4号](#))を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定による申込みがあつた場合において、相当と認めるときは、これを承諾し、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 [前項](#)の承諾の通知は、納入通知書に必要事項を記入し、当該申込みをした者に交付することにより行うものとする。
- 4 廃業、休業等により一般廃棄物処理の委託を辞退しようとする者は、処理委託辞退届出書([別記様式第5号](#))を市長に提出しなければならない。
(木くずの搬入手続等)

第9条の2 [条例第25条の2第1項](#)の規定により市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入しようとする事業者は、木くず搬入登録申請書([別記様式第5号の2](#))に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 木製品の製造業(家具の製造業を含む。)であることを証明する書類
- (2) 木くずの搬入に使用する自動車の車検証の写し

2 市長は、[前項](#)の規定による申請を承認したときは、その旨を登録するものとする。

3 市長は、[前項](#)の登録を行った場合は、速やかにその旨を当該申請をした者に通知し、搬入記録票を交付するものとする。

(自動車の変更)

第9条の3 [前条第2項](#)の承認を受けた事業者は、[同条第1項](#)の木くず搬入登録申請書に搬入に使用する自動車として記載した自動車の変更をしようとするときは、自動車変更届([別記様式第5号の3](#))に車検証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(手数料の減免)

第10条 [条例第27条](#)の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額、免除申請書([別記様式第6号](#))を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請書)

第11条 [条例第28条第1項](#)に規定する申請書は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者にあつては一般廃棄物収集運搬業許可、許可更新申請書([別記様式第7号](#))とし、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者にあつては一般廃棄物処分業許可、許可更新申請書([別記様式第8号](#))とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第12条 法第7条第1項に規定する市長の許可の基準は、同条第5項各号に掲げるもののほか、申請者が申請時において1年以上市内に住所(法人にあつては、登記された事務所又は営業所。以下この号において同じ。)を有する

こととする。

- 2 前項の規定は、法第7条第6項に規定する市長の許可の基準に準用する。この場合において、前項中「同条第5項各号」とあるのは、「同条第10項各号」と読み替えるものとする。

(許可証)

第13条 市長は、条例第28条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業、処分業許可証(別記様式第9号)。以下この条において「許可証」という。)を当該申請者に交付する。

- 2 許可証を亡失し、又は損傷した者は、直ちに許可証再交付申請書(別記様式第10号)に、許可証を損傷した場合にあっては当該許可証を添えて市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

- 3 許可証を亡失した者であって、前項の規定により許可証の再交付を受けたものは、亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理業の休止の届出)

第14条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を休止しようとするときは、休止しようとする日前10日までに市長に届け出なければならない。

(許可の更新)

第15条 法第7条第2項又は第7項に規定する許可の更新を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、当該許可の更新期間の満了日前2月までに一般廃棄物収集運搬業者にあっては一般廃棄物収集運搬業許可、許可更新申請書を、一般廃棄物処分業者にあっては一般廃棄物処分業許可、許可更新申請書を市長に提出しなければならない。ただし、天災その他特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(許可の取消等)

第16条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により法第7条第1項又は第6項に規定する許可を受けたことが判明したとき。

(鑑札)

第17条 条例第29条第1項に規定する鑑札の様式は、別記様式第11号によるものとする。

(許可証及び鑑札の返納)

第18条 許可証及び鑑札の交付を受けた者は、それらの有効期間が満了し、又は法第7条の4の規定により許可の取消しを受けたときは、直ちに当該許可証及び鑑札を市長に返納しなければならない。

- 2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、許可証及び鑑札を市長に返納しなければならない。

(1) 廃業した場合 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者であった者

(2) 死亡した場合 死亡した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の相続人

(3) 合併した場合 合併後に相続する法人

(4) 解散した場合 当該法人の清算人

(許可業者及び従事者の遵守事項)

第19条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者及びそれらの従事者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 作業に従事するときは、常に鑑札を携帯し、当該職員又は関係人から請求のあったときは、これを提示すること。

(2) 許可証又は鑑札を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(添付書類)

第20条 省令に規定する申請書及び届出書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(処理施設の使用前の検査)

第21条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、当該一般廃棄物処理施設が法第8条第1項の許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、一般廃棄物、産業廃棄物処理施設使用前検査済証(別記様式第12号)を当該施設の同条第1項の許可を受けた者に交付する。

- 2 前項の規定は、産業廃棄物処理施設に準用する。この場合において、同項中「法第8条の2第5項(法第9条第2項)」とあるのは「法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項)」と、「法第8条第1項」とあるのは「法第15条第1項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設に係る特例届出書等)

第21条の2 法第15条の2の5の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に係る特例届出書(別記様式第12号の2)によるものとする。

- 2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書の様式は、別記様式第12号の3によるものとする。

- 3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に係る変更、廃止届出書(別記様式第12号の4)によるものとする。

(再生利用業の指定の申請)

- 第22条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けようとする者は、その受けようとする指定の種類ごとに一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定申請書(別記様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 事業所及び事業場の存する位置を示した地図並びに当該事業所及び事業場を中心とした半径500メートルの見取図
 - (2) 業務を行う役員、使用人及び従業員の名簿
 - (3) 取引関係を明らかにする書類
 - (4) 運搬車両、運搬船及び運搬容器の写真
 - (5) 運搬車両及び運搬船の検査証の写し
 - (6) 事業の用に供する施設(運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
 - (7) 前号に規定する施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合にあっては、使用する権原を有すること)を証する書類
 - (8) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
 - (9) 省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を受けようとする者にあっては法第7条第5項第4号、省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けようとする者にあっては法第14条第5項第2号に適合していることを記載した書類
 - (10) 市税の滞納がないことを明らかにすることができる市長の証明書
 - (11) 省令第2条の3第2号に規定する処分(以下「一般廃棄物再生活用」という。)又は省令第10条の3第2号に規定する処分(以下「産業廃棄物再生活用」という。)を業として行う者に係る指定を受けようとする者にあっては、利用後の廃棄物の処分方法を記載した書類
- 2 市長は、前項の規定により省令第2条第2号に規定する収集又は運搬(以下「一般廃棄物再生輸送」という。)を業として行う者に係る指定の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。
- (1) 市内に住所(法人にあっては、事業場)を有すること。
 - (2) 申請に係る一般廃棄物再生輸送は、省令第2条第2号に規定する一般廃棄物の全てを政令第3条第1号イからニまで、へ、チ、リ及びルの規定の例により一般廃棄物再生活用を行う施設に搬入するものであること。
 - (3) 申請に係る一般廃棄物再生輸送は、一般廃棄物再生活用を業として行う者から委託を受けて行う収集又は運搬であること。
 - (4) 申請に係る一般廃棄物再生輸送の用に供する施設が省令第2条の2第1号に定める基準に適合していること。
 - (5) 指定を受けようとする者の能力が省令第2条の2第2号に定める基準に適合していること。
 - (6) 第3号の委託をする者から一般廃棄物再生輸送に要する費用の額として市長が適正と認める範囲内の額以外の金銭を受領しないこと。
 - (7) 指定を受けようとする者が法第7条第5項第4号に適合していること。
 - (8) 本市の市税について滞納していないこと。
- 3 市長は、第1項の規定により一般廃棄物再生活用を業として行う者に係る申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。
- (1) 市内に住所(法人にあっては、事業場)を有すること。
 - (2) 一般廃棄物再生活用に当たり、取り扱う省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物の全てを政令第3条第2号ハの規定の例により保管すること。
 - (3) 一般廃棄物再生活用に伴い生ずる廃棄物を適正に処理することができること。
 - (4) 申請に係る一般廃棄物再生活用の用に供する施設が省令第2条の4第1号イ(2)及び(3)に定める基準に適合していること。
 - (5) 指定を受けようとする者の能力が省令第2条の4第1号ロに定める基準に適合していること。
 - (6) 指定を受けようとする者が法第7条第5項第4号に適合していること。
 - (7) 本市の市税について滞納していないこと。
- 4 市長は、第1項の規定により省令第9条第2号に規定する収集又は運搬(以下「産業廃棄物再生輸送」という。)を業として行う者に係る指定の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。
- (1) 申請に係る産業廃棄物再生輸送は、省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の全てを政令第6条第1項第1号ハ及びホの規定の例により産業廃棄物再生活用を行う施設に搬入するものであること。
 - (2) 申請に係る産業廃棄物再生輸送は、産業廃棄物再生活用を業として行う者から委託を受けて行う収集又は運搬であること。
 - (3) 申請に係る産業廃棄物再生輸送の用に供する施設が省令第10条第1号に定める基準に適合していること。
 - (4) 指定を受けようとする者の能力が省令第10条第2号に定める基準に適合していること。

- (5) **第2号**の委託をする者から産業廃棄物再生輸送に要する費用の額として市長が適正と認める範囲内の額以外の金銭を受領しないこと。
 - (6) 指定を受けようとする者が**法第14条第5項第2号**に適合していること。
 - (7) 本市の市税について滞納していないこと。
- 5 市長は、**第1項**の規定により産業廃棄物再生活用を業として行う者に係る申請があった場合において、当該申請が**次の各号**のいずれにも適合していると認めるときでなければ、**回項**の指定をしないものとする。
- (1) 産業廃棄物再生活用に当たり、取り扱う省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の全てを**政令第6条第1項第2号**の規定の例により保管すること。
 - (2) 産業廃棄物再生活用に伴い生ずる廃棄物を適正に処理することができること。
 - (3) 申請に係る産業廃棄物再生活用の用に供する施設が**省令第10条の5第1号イ**に定める基準に適合していること。
 - (4) 指定を受けようとする者の能力が**省令第10条の5第1号ロ**に定める基準に適合していること。
 - (5) 指定を受けようとする者が**法第14条第5項第2号**に適合していること。
 - (6) 本市の市税について滞納していないこと。
- (指定証等の交付等)

第23条 市長は、**前条第1項**の規定による申請があった場合において、**回項**の指定をするときは、指定証(**別記様式第14号**)を当該申請をした者に交付するものとする。

- 2 市長は、指定証の交付をする際、当該交付を受ける者から誓約書(**別記様式第15号**)を徴するものとする。
- 3 市長は、**前条第1項**の規定による申請があった場合において、**回項**の指定をしないときは、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用不指定通知書(**別記様式第16号**)により当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 市長は、**前条第1項**の指定に生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

(変更等の届出)

第24条 指定証の交付を受けた者(以下「指定業者」という。)は、次に掲げる事項を変更し、又は当該指定に係る業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、当該変更又は休止若しくは廃止のあった日から10日以内に、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定変更、休止、廃止届出書(**別記様式第17号**。**次項**において「届出書」という。)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 主たる事務所以外の事務所並びに事業場の名称及び所在地
 - (3) 事業の用に供する主要な施設の種類、数量、処理能力又は設置場所
 - (4) 再生活用の目的
- 2 市長は、必要があると認めるときは、**前項**の届出書に必要と認める書類及び図面を添付させることができる。
- (指定の更新)

第25条 **第22条第1項**の指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 **前項**の更新の申請は、**回項**の期間(以下**この条**において「指定の有効期間」という。)の満了の日の30日前までに行わなければならない。
- 3 **前項**の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 **前項**の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 **第22条**の規定は、**第1項**の指定の更新について準用する。

(指定証の再交付)

第26条 指定業者は、指定証を紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合は、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定証再交付申請書(**別記様式第18号**)を市長に提出して、指定証の再交付を求めることができる。

- 2 **前項**の規定により指定証の再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている指定証を紛失し、又は焼失した場合を除き、当該指定証を返納の上、再交付を求めなければならない。
- (指定の取消し等)

第27条 市長は、指定業者が**次の各号**のいずれかに該当する場合には、当該指定業者に係る**第22条第1項**の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 一般廃棄物再生輸送に係る指定を受けた者が**第22条第2項各号**のいずれかに適合しないこととなったとき。
- (2) 一般廃棄物再生活用に係る指定を受けた者が**第22条第3項各号**のいずれかに適合しないこととなったとき。
- (3) 産業廃棄物再生輸送に係る指定を受けた者が**第22条第4項各号**のいずれかに適合しないこととなったとき。
- (4) 産業廃棄物再生活用に係る指定を受けた者が**第22条第5項各号**のいずれかに適合しないこととなったとき。

(指定証の返納)

第28条 指定業者は、**次の各号**のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返納しなければならない。

- (1) **第25条第1項**の規定により指定がその効力を失ったとき。
- (2) **前条**の規定により指定を取り消されたとき。
- (3) 指定に係る業を廃止したとき。

(4) 指定証の再交付を受けた場合において、紛失した指定証を発見したとき。
(帳簿の記載及び保存)

第29条 一般廃棄物再生輸送又は産業廃棄物再生輸送(以下この項において「再生輸送」という。)に係る指定業者は、省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 再生輸送の年月日
- (2) 再生輸送を委託した者ごとの省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の量
- (3) 再生輸送の方法
- (4) 運搬先ごとの省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の量

2 一般廃棄物再生活用及び産業廃棄物再生活用(以下この項において「再生活用」という。)に係る指定業者は、省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 受入れ又は再生活用を行った年月日
- (2) 受け入れた場合にあつては、受け入れた省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の量
- (3) 再生活用を行った場合にあつては、再生活用を行った省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2項に規定する産業廃棄物の量
- (4) 再生活用の方法
- (5) 再生活用に伴い生じた廃棄物の持出先ごとの当該廃棄物の量

3 省令第2条の5第2項及び第3項の規定は、前2項の帳簿について準用する。
(報告)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、指定業者に対し、帳簿その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(和歌山市ごみ減量推進員)

第31条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理、資源ごみの再利用並びに地域の清潔の保持の推進を図るため、法第5条の8第1項の規定により廃棄物減量等推進員を委嘱する。

- 2 前項の廃棄物減量等推進員の名称は、和歌山市ごみ減量推進員とする。
- 3 法第5条の8第2項に規定する活動は、第1項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める活動とする。
- 4 和歌山市ごみ減量推進員の委嘱、活動その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年規則第37号。次項において「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の前に旧規則の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定に基づき行った処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成14年12月27日)

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

附 則(平成16年3月25日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月1日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則による改正前に調製された残存する用紙については、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成17年6月1日)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月26日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則(以下「旧規則」という。)第22条第1項の規定によりされた指定の申請は、この規則の施行の日にこの規則による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則(以下「新規則」という。)第22条第1項の規定によりされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第9条第2号又は第10条の3第2号の指定の申請とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第22条第1項に規定する市長の指定を受けている者は、当該市長の指定の有効期間中に限り、新規則第22条第1項に規定する省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けた者とみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則第22条第2項の規定により交付された再生利用個別指定証は、新規則第23条第1項の規定により交付された省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定に係る指定証とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に市長から省令第2条第2号又は第2条の3第2号の市町村長の指定を受けている者は、当該市町村長の指定の有効期間中に限り、新規則第22条第1項に規定する省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を受けた者とみなす。

附 則(平成25年9月30日)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定は、同年11月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月3日)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現に第2条による改正前の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第17条の規定により交付を受けている鑑札は、当該鑑札の有効期間中に限り、第2条による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第17条の規定により交付された鑑札とみなす。

附 則(平成28年3月15日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

別記様式第1号(第3条関係)

(表面)

事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所
提出者
氏 名 ㊟
(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号
担当者氏名

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第3条第1号の規定により、事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書を作成しましたので提出します。

事業所の名称				
事業所の所在地				
業 種				
保 管 場 所	廃棄物の種類	面積	設置場所	
	処分されるもの	m ²		
	再資源化されるもの	m ²		
減量、再資源化及び適正な処理に関する計画	今年度計画していること	現在実施していること		

(裏面)

	前年度の排出量(トン)	今年度の計画量(トン)
--	-------------	-------------

処分されるもの (A)			
再資源化されるもの	古紙		
	計		
	食品廃棄物		
	計		
	缶		
	空き瓶		
	ペットボトル		
計	(B)		
総排出量 (A+B)			

再資源化に関する取組状況	再資源化されるものの種類	再資源化事業者名		所在地
	再資源化率(%)	前々年度	前年度	今年度(計画)
	再資源化率の主な増減理由			
再資源化に関する今後の取組計画				

前年度実績の自己評価	
------------	--

別記様式第2号(第4条関係)

別記様式第2号(第4条関係)

生活環境影響調査書等縦覧名簿

対象施設名 _____

縦覧年月日	住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	連絡先 (電話番号)
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

別記様式第3号(第8条関係)

別記様式第3号(第8条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理申込書(継続・臨時)
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

申 込 者	住所	
	氏名(代表者氏名) 印	電話

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第24条の規定により、一般廃棄物の処理を申し込みます。

申 込 内 容	世帯数及び地区名	
	排出場所	

排出場所の付近見取図

[別記様式第4号\(第9条関係\)](#)

別記様式第4号(第9条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理委託申込書(継続・臨時)
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

申 込 者	住所	
	事業所名(店名)	業種
	氏名(代表者名)	☎ 電話

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第25条の規定により、一般廃棄物の処理委託を申し込みます。

申 込 内 容	排出場所及び地区名	
	一般廃棄物の内容	
	一般廃棄物の排出量 (kg/日)	
	納入通知書の送付希望	① 毎月 ② 3ヶ月ごと ③ 半年ごと ④ 1年払い
排出場所の付近見取図		
※和歌山市処理欄	処理手数料	円 備考 ※欄は記入しないこと。

別記様式第5号(第9条関係)

別記様式第5号(第9条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理委託辞退届出書
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

届	住所		
出	事業所名(店名)	業種	
者	氏名(代表者名)	☑ 電話	

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第9条第4項の規定により、一般廃棄物の処理委託を辞退します。

届 出 内 容	排出場所及び地区名	
	一般廃棄物の内容	
	既納処理手数料額	
	辞 退 理 由	
	辞 退 年 月 日	
排出場所の付近見取図		
※和歌山市処理欄		※欄は記入しないこと。

別記様式第5号の2(第9条の2関係)

木くず搬入登録申請書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
申請者
氏名 [㊟]
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号
ファックス番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第25条の2第1項の規定により、木くずの搬入登録を申請します。

事業者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	ファックス番号	
	業種	
搬入申込書		
搬入頻度		
自動車	車名	
	車体の形状	
	最大積載量	
	車両番号	
備考		
1 業種には、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)による分類を記入し、木製品の製造業(家具の製造業を含む。)であることを示す書類を添付してください。		
2 車検証の写しを添付してください。		
3 自動車は、最大積載量2トンを超えることができません。		

[別記様式第5号の3\(第9条の3関係\)](#)

別記様式第5号の3(第9条の3関係)

自動車変更届

年 月 日

和歌山市長 様

住所
届出者
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則第9条の3の規定により、
自動車の変更を届けます。

変 更 前	車 名	
	車 体 の 形 状	
	最 大 積 載 量	
	車 両 番 号	
変 更 後	車 名	
	車 体 の 形 状	
	最 大 積 載 量	
	車 両 番 号	
備考 変更後の自動車の車検証の写しを添付してください。		

[別記様式第6号\(第10条関係\)](#)

別記様式第6号(第10条関係)

一般廃棄物処理手数料 減額 申請書
免除

年 月 日

和歌山市長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名〕

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第27条の規定により、次の
とおり手数料の 減額 を受けたいので申請します。
免除

手数料の種別	
手数料額	円
減額又は免除を受けようとする理由	
※減額決定額	

(注) ※欄は、記入しないこと。

別記様式第7号(第11条、第15条関係)

別記様式第7号(第11条、第15条関係)

(表面)

一般廃棄物収集運搬業 許 可 申請書
許 可 更 新

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所
申請者
氏名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

一般廃棄物収集運搬業の 許 可 を受けたいので、和歌山市廃棄物の減量推進及び
許 可 更 新
適正処理に関する条例第28条第1項の規定により添付書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	
事務所及び事業場の所在地	[事務所] 所在地 電 話
	[事業場] 所在地 電 話
事業の用に供する施設の種類及び数量	
その他	
※事務処理欄	

(裏面)

1 事業計画の概要を記載した書類

添付書類 及び図面	<p>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p> <p>3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類</p> <p>4 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類</p> <p>6 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>7 申請者が法人である場合には、直前3年(許可の更新を申請する場合にあっては、直前2年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>8 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第2項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)</p> <p>9 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記事項証明書</p> <p>10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書</p> <p>11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(許可の更新を申請する場合にあっては、直前2年)の確定申告書の写し並びに所得税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>12 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書</p> <p>13 印鑑登録証明書</p> <p>(注) 許可の更新を申請する場合、上記書類及び図面のうち5、7及び11以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>
--------------	--

別記様式第8号(第11条、第15条関係)

別記様式第8号(第11条、第15条関係)

(表面)

一般廃棄物処分業 許可更新 申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所
申請者
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

一般廃棄物処分業の 許可更新 を受けたいので、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正
処理に関する条例第28条第1項の規定により添付書類及び図面を添えて申請します。

事業 の 範 囲	事業の区分	
	一般廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	[事務所] 所在地 電 話	
	[事業場] 所在地 電 話	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量)		
保管を行う場合には、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する一般廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ		

(裏面)

--	--

<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>添付書類及び図面</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設(積替えのための保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。) 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類 4 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 5 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類 6 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 7 申請者が法人である場合には、直前3年(許可の更新を申請する場合にあつては、直前2年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 8 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第2項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。) 9 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記事項証明書 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書 11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(許可の更新を申請する場合にあつては、直前2年)の確定申告書の写し並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 12 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書 13 一般廃棄物の処分(埋立処分又は海洋投入処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類 14 印鑑登録証明書 <p>(注) 許可の更新を申請する場合、上記書類及び図面のうち1、3、4、6(登記事項証明書を除く。)及び14は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>

[別記様式第9号\(第13条関係\)](#)

別記様式第9号(第13条関係)

(表面)

		第	号
一般廃棄物収集運搬業			
	許可証		
一般廃棄物処分業			
	住 所		
	氏 名		
		年 月 日生	
年 月 日	付一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請について		
次のとおり許可する。		年 月 日	
	和歌山市長		印
1 業 種			
2 有効期間			
3 条 件			
4 区 域			

(裏面)

注 意 事 項
1 公衆衛生又は治安維持の職務に従事する公務員の請求があったときは、この許可証を提示すること。
2 この許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
3 有効期間の満了又はその他の理由によりこの許可証が不必要になったときは、直ちに返納すること。

[別記様式第10号\(第13条関係\)](#)

別記様式第10号(第13条関係)

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業 許可証再交付申請書

年 月 日

和歌山市長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可証の名称	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

添付書類 許可証(忘失した場合を除く。)

[別記様式第11号\(第17条関係\)](#)

別記様式第11号(第17条関係)

(表面)

写 真	第 号
	一般廃棄物収集運搬業 従事者鑑札 一般廃棄物処理業
	所在地(住所)
	事業者名
	氏名
1 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 区 域	
	年 月 日
	和歌山市長 

(裏面)

注 意 事 項	
1	この鑑札は、作業中常に携帯し、当該職員又は関係人から請求があったときは提示すること。
2	この鑑札は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
3	有効期間の満了又はその他の理由によりこの鑑札が不必要になったときは、直ちに返納すること。
4	この鑑札を亡失し、又は毀損したときは、直ちに再交付を受けること。

[別記様式第12号\(第21条関係\)](#)

別記様式第12号(第21条関係)

一般廃棄物
産業廃棄物 処理施設使用前検査済証

年 月 日

様

和歌山市長



次の施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条の2第1項第1号 第15条の2第1項第1号 に規定する
技術上の基準に適合していることを証する。

許可の年月日	
許可番号	
施設の設置場所	
施設の種類	

[別記様式第12号の2\(第21条の2関係\)](#)

(宛先)和歌山市長

住所
届出者
氏名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設	設置の場所	
	△ 処理施設の種類	
	△ 処理能力 (最終処分場である場合には、埋立処分に供される場所の面積及び残余の埋立容量)	t/日()時間 t/時間 火格子面積 m ² 埋立地の残余面積 m ² 埋立残余容量 m ³
	許可年月日	
	許可番号	
	△ 処理する産業廃棄物の種類	
	△ 許可条件	
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み		
※事務処理欄		
備考		
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 産業廃棄物処理施設の種類のつては、廃プラスチック類の破砕施設、廃プラスチック類の焼却施設、木くずの破砕施設、がれき類の破砕施設、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物若しくは動物の死体の焼却施設又は管理型産業廃棄物最終処分場の別を記入してください。</p> <p>3 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のつては、廃プラスチック類、木くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16の各号に掲げる一般廃棄物の種類を記入してください。</p> <p>4 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設許可証の写し</p> <p>(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類</p> <p>ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類</p> <p>ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号に該当する者であることを示す書類</p> <p>ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9の認定証の写し</p> <p>5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p>		

別記様式第12号の3(第21条の2関係)

受 理 書

年 月 日

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出を受理しました。

和歌山市長



届 出 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種 類			
処 理 す る 一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設 設置許可年月日			
産業廃棄物処理施設 設置許可番号			
産業廃棄物処理施設 許 可 条 件			

別記様式第12号の4(第21条の2関係)

別記様式第12号の4(第21条の2関係)

産業廃棄物処理施設に係る 変更
廃止 届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所
届出者
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理施設の種類の変更
処理する産業廃棄物の種類の変更 をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
一般廃棄物の処理の事業の廃止

行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第15条の2の5の規定による 届出の年月日	年 月 日	受理番号	
変 更 の 内 容	産業廃棄物処理施設 の種類		
	処理する産業廃棄物 の種類		
	一般廃棄物の処理の 事業の廃止	廃止した日	年 月 日
※事務処理欄			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 受理書を添付してください。			

別記様式第13号(第22条関係)

別記様式第13号(第22条関係)

一般廃棄物 再生輸送
産業廃棄物 再生活用 指定申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする指定に係る業の別	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
取り扱う一般廃棄物・産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	
運搬車、運搬船その他の主たる運搬施設の種類、数量及び駐車場の所在地	
一般廃棄物・産業廃棄物の排出者に係る事項	
再生活用により得られる有用物の利用方法	
一般廃棄物・産業廃棄物を搬入する再生活用施設の所在地、指定番号及び再生活用を行う者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	

別記様式第14号(第23条関係)

指定証

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第23条第1項の規定により指定を受けていることを証する。

指定年月日	
指定番号	
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
取り扱う一般廃棄物・産業廃棄物の種類	
運搬車、運搬船その他の主たる運搬施設の種類、数量及び駐車場の所在地	
再生活用により得られる有用物の利用方法	
指定の有効期限	
指定の条件	

誓約書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

誓約者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第23条第2項の規定により、次のとおり誓約します。

- 1 指定条件及び指定証記載事項を遵守します。
- 2 業務の実施に当たり、第三者に損害(人的又は物的損害その他全ての損害を含む。)を与えた場合は、私の責任において解決します。

様

和歌山市長



一般廃棄物 再生輸送
産業廃棄物 再生活用 不指定通知書

年 月 日付けでされた和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第22条第1項の規定による申請について、同項の指定をしないことに決定したので、同規則第23条第3項の規定により通知します。
理由

教示

- 1 この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号(第24条関係)

一般廃棄物 再生輸送
産業廃棄物 再生活用

指定

変更
休止
廃止

届出書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

届出者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用	
変更内容	事項	
	変更前	
	変更後	
変更・休止・廃止年月日		
変更・休止・廃止の理由		

添付書類 指定に係る業の全部を廃止した場合又は指定証の記載事項に変更のある場合は指定証

[別記様式第18号\(第26条関係\)](#)

別記様式第18号(第26条関係)

一般廃棄物 再生輸送
産業廃棄物 再生活用 指定証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第26条第1項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

指定年月日	
指定番号	
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
再交付申請の理由	

添付書類 指定証(紛失し、又は焼失した場合を除く。)